

4月から国保の制度が変わります

出産育児一時金の受取代理制度を導入

伊賀市国民健康保険の加入者が、出産費用の全額を医療機関などへ支払う経済的負担を少なくするため、出産育児一時金受取代理制度を導入します。

【受取代理制度とは】

出産を予定している国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主が、その出産について事前に申請することで、伊賀市国民健康保険が出産育児一時金（35万円）の中から出産費用を直接医療機関などに支払う制度です。



医療機関などからの分娩費請求金額が、35万円以上の場合：出産育児一時金の全額（35万円）を医療機関などに支払います。
35万円未満の場合：請求金額を医療機関などに支払い、請求金額と35万円の差額を申請者に支払います。
※従来どおり医療機関などで出産費用を支払った後に、出産育児一時金の支給申請をする方法もあります。

【制度を利用できる方】

- 次の要件を全て満たしている世帯の世帯主
- * 出産予定の方が伊賀市国民健康保険の被保険者
 - * 出産予定日まで1カ月以内であること
 - * 伊賀市国民健康保険出産費資金貸付事業による貸付を受けていないこと
 - * 国民健康保険税を滞納していないこと
 - * 他健康保険組合などから出産育児一時金が支給されないこと

【手続きの方法】

※**出産前に申請が必要です。4月2日受付開始！**

- ①市役所国民健康保険担当窓口で、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（事前申請用）を受け取る。
- ②①の申請書に必要な事項を記入後、出産予定の医療機関などで受取代理人の欄を記入してもらう。
- ③申請書に被保険者証と母子健康手帳または出産予定日を証明する書類を添えて、市役所国民健康保険担当窓口へ提出する。



70歳未満の方が入院したときの窓口での医療費負担が軽減

70歳未満の方が入院したとき、現在は自己負担分を全額負担して、後から申請により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給されていますが、4月からは、「限度額適用認定証（仮称）」を医療機関に提示すると、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。（70歳以上の方は、平成14年からすでに実施しています。）

【手続きの方法】

高額療養費の自己負担限度額は、所得により区分があるので、**入院前に必ず申請し、交付された認定証を医療機関の窓口で提示してください。**

● **住民税非課税世帯：**現行の「標準負担額減額認定証」が、「限度額適用・標準負担額減額認定証（仮称）」に

変更

今現在「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は7月31日まではご使用いただけます。

- **一般および上位所得者*：**新たに「限度額適用認定証」を交付
- **保険税を滞納している世帯：**認定証を交付しませんので、今までどおり窓口で医療費の3割（3歳未満は2割）を全額自己負担してください。
- * **上位所得者とは国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の方です。**

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎22-9659
各支所健康福祉課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間は 4月2日(月)～5月1日(火)です

市では皆さんが所有している固定資産の状況や価格などを確認していただくため「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧期間を設けます。

この期間中は、市で土地や家屋に固定資産税が課税されている方に限り、土地または家屋のそれぞれに評価額などを縦覧帳簿で縦覧することができます。

借地人・借家人についても、使用または収益の対象となる部分についてのみ、土地・家屋台帳の閲覧および記載事項証明の請求ができます。

なお縦覧期間中は通常の土地登記所有者簿の閲覧は休止させていただきます。

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日は除く

【ところ】 本庁税務課資産税係（伊賀市全域）
各支所総務振興課
（支所管轄範囲のみ縦覧可能）

【縦覧に必要なもの】

所有者本人の場合・・・印鑑
代理人の場合・・・委任状と代理人の印鑑
借地・借家人の場合・・・印鑑と賃貸借契約書

【問い合わせ】 本庁税務課資産税係 ☎22-9614

